

議案第73号

逗子市教育研究所設置条例の一部改正について

逗子市教育研究所設置条例の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

逗子市教育研究所設置条例（昭和59年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

逗子市教育研究相談センター条例

第1条中「教育研究所（以下「研究所」という。）」を「教育研究相談センター（以下「センター」という。）」に改める。

第2条中「研究所の」を「センターの」に、「逗子市教育研究所」を「逗子市教育研究相談センター」に改める。

第3条及び第4条中「研究所」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成29年4月1日実施の行政組織の改革に伴い、教育研究所の名称を所掌事務に即したわかりやすいものとするに当たり、改正する要あるため提案する。